

証券コード 3329
平成29年7月10日

株 主 各 位

東京都港区新橋三丁目20番1号
東和フードサービス株式会社
代表取締役会長兼社長 岸野 禎 則

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年7月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年7月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麴町 2階ロイヤルクリスタル
3. 目的事項
報告事項 第18期（平成28年5月1日から平成29年4月30日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件
第4号議案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日の受付開始は、午前9時を予定しております。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.towafood-net.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承下さい。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.towafood-net.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
計算書類の個別注記表
 - ◎株主総会決議ご通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます予定です。

(添付書類)

事 業 報 告

(自 平成28年5月1日)
(至 平成29年4月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における国内の経済状況は、政府・日銀による景気対策の実施を背景に、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気下振れや、本年1月に発足した米国新政権の政策の不確実性等による影響が懸念されるなど、先行きについては不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、食の安全・安心に対する社会的関心の高まりに伴って、高付加価値を求めお客様層の獲得激化など、一層厳しさを増しております。さらには、メディア等での報道である通り、人口構造の変化から若年労働力の確保が厳しくなっており、採用難は深刻な課題となっております。

このような状況のもとで、当社は「味覚とサービスを通して都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」という経営理念のもと、コンセプトである「あったら楽しい」「手の届く贅沢」の提供に注力いたしました。

モノ消費からコト消費へとうつり、お客様がより付加価値を求める現在、椿屋珈琲店を中心に駅前ベストロケーション、ライトフード、女性ターゲットという独自の戦略に沿って既存店のブラッシュアップを中心に営業してまいりました。

メニュー政策におきましては、お客様からの使われ方の広がりに対応すべく、四季を八季に分けた季節感あふれるメニューに加え、「美と健康」「イベント性」をテーマに新メニューを続々と開発。また生産カンパニーが中心となり、椿屋ボトル缶珈琲、自家製パン等、店舗外販売においても多くの新商品開発を進めてまいりました。

新規出店及びリニューアルにつきましては、路面店、ビルインの開発を中心に、3店舗の新規創店、4店舗のリニューアルを行った他、店顔（店頭）及び看板ロゴの変更により、より業態を際立たせる取り組みも行っております。

以上の結果、売上高は107億87百万円（前期比1.8%増）、営業利益は5億33百万円

(同8.5%減)、経常利益は5億53百万円(同12.0%減)、当期純利益が1億87百万円(同42.7%減)となりました。

部門別の概況につきましては、以下のとおりです。

【カフェカンパニー】

『椿屋珈琲グループ』(期末店舗数41店舗 2店舗増加)

椿屋珈琲店 最高立地、最高級家具、食器を取り揃え「古き良き時代、大正ロマン」を感じさせる内装・雰囲気の中で、その時代にマッチしたユニフォーム、ブラウス、サロン、カチューシャを身につけ、ホスピタリティに溢れ落ち着きのある上品な接客のもと、自社焙煎のスペシャルティ珈琲、自社製ケーキ、特製カレーをゆっくりと嗜んでいただく、脱日常・時空間を提供しております。

椿屋カフェ・椿屋茶房 ターミナルショッピングセンターのファッションフロア等、幅広い客層(ファミリー等)に対応する良質のフードメニュー(ソース・生麺 全て自社生産で無添加)で親切な接客でおもてなししております。当事業年度は「椿屋カフェ北千住マルイ店」、「椿屋カフェ所沢駅前店」を創店オープンし、「自家焙煎 椿屋珈琲池上店」を「焼き立てパン・自家焙煎椿屋珈琲店」へと大規模リニューアルを行い、売上高は、38億49百万円(前期比5.7%増)となりました。

『ダッキーダックグループ』(期末店舗数27店舗 1店舗減少)

幅広い年代の女性をメインターゲットとし、自社ケーキ工房や店内ケーキスタジオで作られるフレッシュなケーキ、トレンドを押さえた野菜豊富なフードメニューに加え、オムライス・ケーキを中心としたメニューや話題沸騰となったチョコミントを使用したケーキ・スイーツを提供しております。当事業年度は、「ダッキーダック新宿店」、「ダッキーダック有楽町店」をリニューアルオープンし、売上高は、27億69百万円(前期比1.5%減)となりました。

【ダイニングカンパニー】

『イタリアンダイニングドナグループ』(期末店舗数26店舗 2店舗減少)

前期より継続しているお得な6日間に加え、全店舗の看板ロゴ変更に伴い、お酒を楽しめる「イタリアンダイニング」として開放感あふれる外装にリニュー

ーアルいたしました。カップル・グループの増加により、良質なワインと一品料理に加え、自社製生パスタ、内製化に切り替えたピッツァ等、リーズナブルな価格でご利用いただいております。売上高は、19億18百万円（前期比3.2%減）となりました。

『ばすたかん・こてがえしグループ』（期末店舗数16店舗 2店舗減少）

創作お好み焼き・鉄板焼きを中心に、厳選された素材、アンガス牛を使用した流行の肉料理など新メニューも豊富に、時には手品等のエンターテイメントのある元気な接客でおもてなししております。ハレの日にファミリーの方々を中心に、お酒やソフトドリンクで心ゆくまで楽しんでいただける店舗として、お客様にご利用いただいております。売上高は、12億1百万円（前期比0.1%増）となりました。

【その他】

外食事業としてのソース・焙煎珈琲豆・焼き菓子・ケーキ・ドレッシング等の販売に加え、椿屋ボトル缶珈琲、自家製食パン等でさらに販路を拡大いたしました。平成28年10月に出店した「プロントイルバール横浜ジョイナス店」を含む「プロント」8店舗の運営を行っており、売上高は、10億47百万円（前期比9.2%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

①メニュー・接客サービスの向上

味わう美味しさの前に、目で見ると楽しさ・美しさ、さらに食するイメージを求めたメニュー開発（価格・サイズ・見た目等）、開発されたメニューを店舗で忠実に再現するために、社内調理士制の活用により、日々のトレーニングを欠かすことなく、精度向上に努めてまいります。また、接客も商品であるという考えのもと、お客様から「ありがとう」をいただける接客サービスを進化させ、競合他社との差異化を図り、さらにリピーターを広げられる店づくりを目指してまいります。

②自社生産・店舗外販売の推進

自社生産拠点である、コンフェクショナリー（ケーキ、焼き菓子、パン製造）、カミサリー（生麺・ソース・ドレッシング製造）、椿屋ロースター（コーヒー豆焙煎）での内製化率及び店舗外販売比率を高め、FLコスト（売上原価と人件費の合計、FOODとLABORに係るコスト）の売上高比率低減を目指してまいります。

③路面店・ビルインへの出店

大型商業施設は、定期賃貸借契約が増えたことにより、退店のリスクが高まる傾向にあり、営業時間も制約を受けることから、路面店やビルインタイプの店舗開発を強化してまいります。

④業務効率化にむけたシステム構築

人口構造の変化から若年労働力不足という課題に対し、本部・本社のシステムの合理化による、業務効率向上を図ってまいります。店舗におきましては、地区ごとの一体管理をさらに推進してまいります。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、3億89百万円（敷金および保証金を含む）であります。

その主なものは、当事業年度における3店舗の新規出店、及び改装4店舗であります。

これらの設備投資資金は、全て自己資金によって賄いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第18期 (平成29年4月期)	第17期 (平成28年4月期)	第16期 (平成27年4月期)	第15期 (平成26年4月期)
	千円	千円	千円	千円
売 上 高	10,787,009	10,597,584	10,357,972	10,066,212
経 常 利 益	553,215	628,458	560,292	531,411
当 期 純 利 益	187,237	327,048	270,692	262,507
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	46円12銭	80円24銭	66円41銭	64円40銭
総 資 産	7,062,741	7,129,214	7,079,414	7,253,021
純 資 産	4,737,254	4,694,234	4,433,455	4,213,160
自 己 資 本 比 率	67.1%	65.8%	62.6%	58.1%

注. 当社は、平成27年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 部門別売上実績

区 分		第18期 (平成29年4月期)	構成比	前年比	第17期 (平成28年4月期)	構成比
		千円	%	%	千円	%
	椿屋珈琲グループ	3,849,223	35.7	105.7	3,641,788	34.4
	ダッキードック	2,769,602	25.7	98.5	2,812,736	26.5
カ	フェカンパニー	6,618,826	61.4	102.5	6,454,524	60.9
	ド ナ	1,918,862	17.8	96.8	1,982,728	18.7
	ばすたかん・こてがえし	1,201,957	11.1	100.1	1,201,017	11.3
	プ ロ ン ト	719,715	6.7	107.9	667,295	6.3
ダイ	ニングカンパニー	3,840,535	35.6	99.7	3,851,042	36.3
生	産 部 門	327,647	3.0	112.2	292,017	2.8
	合 計	10,787,009	100.0	101.8	10,597,584	100.0

(10) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成29年4月30日現在）

- ① レストランおよび喫茶店の経営
- ② 各種食料品の製造加工販売

(12) 主要な事業所（平成29年4月30日現在）

本店所在地	東京都港区新橋三丁目20番1号 TOWAJ'Sビル6階		
深川センター	東京都江東区猿江二丁目2番5号		
椿屋ロースター	東京都江東区猿江二丁目2番5号		
戸塚カミサリ	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1021番1号		
店 舗	椿屋珈琲グループ	椿屋珈琲店他	41店舗
	ダッキーダック	有楽町店他	27店舗
	ドナ	渋谷店他	26店舗
	ぱすたかん・こてがえし	新宿店他	16店舗
	プロント	新橋店他	8店舗

(13) 主要な借入先（平成29年4月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	千円 214,270

(14) 従業員の状況（平成29年4月30日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	194名	△7名	35.81歳	9.9年
女 子	68名	△1名	28.23歳	3.7年
合 計 または平均	262名	△8名	33.84歳	8.3年

(注) 他にキャスト（アルバイト）2,107名（前期末比9名増）を雇用しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 12,864,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 4,034,898株(自己株式58,302株を除く)
 (3) 株主数 3,514名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
岸野禎則	1,580,000株	39.2%
柏野雄二	740,000株	18.3%
株式会社誠香	304,100株	7.5%
株式会社久世	32,000株	0.8%
サントリー酒類株式会社	32,000株	0.8%
森永乳業株式会社	32,000株	0.8%
日清オイリオグループ株式会社	32,000株	0.8%
UCCホールディングス株式会社	32,000株	0.8%
株式会社みずほ銀行	24,000株	0.6%
株式会社りそな銀行	16,000株	0.4%
大東貴志	16,000株	0.4%
三井住友海上火災保険株式会社	16,000株	0.4%

(注) 持株比率は、自己株式を控除した普通株式から計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成29年4月30日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岸野 禎 則	
取締役専務執行役員	菅野 政 彦	営業本部長・安全安心推進室担当
取 締 役	小川 一 夫	
取 締 役	岸野 誠 人	
常勤監査役	土居 清 和	
監 査 役	堀 口 忠 史	
監 査 役	鈴木 好 彦	

- (注) 1. 代表取締役社長岸野禎則は、平成29年5月1日に代表取締役会長兼社長に就任しております。
2. 取締役小川一夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役土居清和、鈴木好彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役土居清和は長年培ってきた監査に関する専門的な知識や経験を活かし、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。
5. 監査役鈴木好彦は税理士としての専門的な知識及び実務経験を活かし、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。尚、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社では、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。
7. 監査役劔持宣揚は平成28年7月29日付で辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	32,796千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	9,450千円 (7,800千円)
合 計	8名	42,246千円

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役4名、監査役3名であります。
2. 株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。
 取締役 月額 10,000千円以内、監査役 月額 1,000千円以内
 (取締役：平成14年7月26日定時株主総会決議)
 (監査役：平成13年7月19日定時株主総会決議)
3. 上記には、平成28年7月29日付にて辞任した社外監査役1名を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職の状況等
 該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

取締役小川一夫は、当事業年度開催の取締役会14回のうち全て（月例取締役会は12回）に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役土居清和は、当事業年度開催の取締役会14回のうち全て（月例取締役会は12回）、および当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役鈴木好彦は、当事業年度開催の取締役会14回のうち全て（月例取締役会は12回）、および当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により社外役員との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当社が社外役員と締結している個別の責任限定契約はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支払額
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	14,500千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査計画・監査の遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の報酬見積りの相当性について比較検討した結果、「適正な監査の確保」の視点から、合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が法定の解任事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「味覚とサービスを通して、都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」を共有の志として、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② 取締役会は、取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合しているかどうかを監督し、必要に応じて執行役員または主管部門の責任者から報告を受けると共に、必要な決議、指示・指導を行う。
 - ③ 監査役は、取締役の職務執行を監査すると共に、執行役員およびその管轄部門の職務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているかどうかを監査する。
 - ④ コンプライアンスに関する事項を統括する部門は、コンプライアンス体制の構築・推進を行い、取締役会および監査役会に審議内容及び活動を報告する。また、社員が直接報告することを可能とする報告相談窓口を設置し、従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接通報できる体制とする。なお、報告・通報を行った社員に対し、報告・通報を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
 - ⑤ 監査室は、社内の組織の業務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているか監査すると共に、改善を要する事項について指導を行う。
 - ⑥ 反社会勢力に対しては、排除に向けた体制を構築すると共に、不利な要求に対しては断固としてこれを拒否する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会、経営会議およびその他の重要な会議における決議事項、報告事項並びに稟議決裁の情報を安全に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の事業に関するコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクに対し、担当取締役および執行役員は管轄する部門における対応策を準備すると共に、必要に応じて規程、ガイドラインおよびマニュアルの制定・配布、研修、マニュアルの作成などを実施する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行の監督をすると共に、取締役から月次の業績等職務執行状況の報告を受ける。

- ② 取締役会は、各部門が担うべき職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき会社全体の組織業務を効率的に運営する。
 - ③ 取締役・執行役員による経営会議を原則として毎月2回以上開催し、情報の共有、職務執行状況の確認を行う。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、速やかに取締役会と監査役会が合意する人選を行って配属する。
6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
- 前号の人選によって配属された社員は、監査役会の管理下で業務を遂行し、人事考課等についても取締役から独立した体制とする。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役が求めた場合、取締役・執行役員および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況および結果について速やかに報告する。
 - ② 取締役・執行役員および従業員等は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
 - ③ 監査役は報告した取締役及び従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および従業員等に周知徹底する。
8. 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務の執行上必要とする費用の前払または債務の償還の手続きその他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、監査室の年次監査計画について説明を受け、その実施状況について適宜報告を受ける。
 - ② 監査役および監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に適宜会合を持ち情報交換を行う。
 - ③ 取締役社長（必要に応じて、他の取締役）は、監査役と定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制の基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

①職務執行の適切性や効率性

当事業年度は、取締役会を14回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また、組織改正に伴う業務執行については、職務分掌・権限規定を改訂し、その責任者と執行手続きを定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

②リスク管理体制

内部監査部門（監査室）は、各店舗の監査を半期に1回以上実施しています。当事業年度は上期延231店舗、下期延216店舗（定例236店舗、フォロー92店舗、閉店時119店舗）実施いたしました。

また、新任店舗責任者に対し、グランドオープン前後や異動後に「指導訪店」を11回実施いたしました。

当社の企業風土の一つである「クリーンデー」（毎月10日に全事業所・店舗や町内を清掃）を、防災・防火点検も兼ねた「防災クリーンデー」とし、災害リスクにも対処しています。

「食の安全」を図るべく、平成27年7月に認証取得した「ISO22000」（食品安全マネジメントシステム）を継続的に改善していくため、ISO内部監査を適用事業所店舗ごとに半期に1回実施し、食品安全チームが有効性を検証した衛生管理手法を一般店舗にも展開しています。

③コンプライアンスに対する取り組み

当事業年度では、経営基本方針、経営会議、店長会議、経営幹部合宿研修、職階別研修などを通じて、「法令遵守」「コーポレート・ガバナンス」に対する意識の向上に努めました。

また、Webサービスの一つのSNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）への安易な書き込みが大きなトラブルに発展している社会現象から、従業員全員に注意喚起をしています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を重視する一方、株主に対する利益還元を行うことは経営上の重要課題と認識しており、経営基盤の強化と自己資本比率の向上を図りつつ、安定的な配当の継続を基本としております。

当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議でもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度につきましては、配当方針をもとに、業績の状況等を勘案して、中間配当金は8円50銭、期末配当金は、8円50銭とさせていただきました。

貸 借 対 照 表

(平成29年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,152,557	流 動 負 債	1,509,645
現金及び預金	1,492,744	買掛金	245,722
売掛金	103,803	1年内返済予定の長期借入金	42,860
S C 預け金	280,090	1年内償還予定の社債	210,000
商品及び製品	34,197	リース債務	89,456
原材料及び貯蔵品	82,995	未払金	402,769
前払費用	119,735	未払賞与	102,408
繰延税金資産	34,419	未払費用	134,947
その他	5,001	未払法人税等	135,922
貸倒引当金	△431	未払消費税等	116,316
固 定 資 産	4,910,184	預り金	27,197
有形固定資産	2,617,608	前受収益	2,045
建物	974,270	固 定 負 債	815,841
構築物	0	長期借入金	171,410
機械及び装置	77,223	リース債務	127,055
車両運搬具	61	退職給付引当金	296,544
工具、器具及び備品	255,129	資産除去債務	199,846
土地	1,118,599	長期預り金	1,500
リース資産	192,324	長期預り敷金	19,484
無形固定資産	20,623	負 債 合 計	2,325,486
ソフトウェア	4,695	純 資 産 の 部	
リース資産	5,984	株 主 資 本	4,725,092
電話加入権	9,944	資本金	673,341
投資その他の資産	2,271,951	資本剰余金	683,009
投資有価証券	37,705	資本準備金	683,009
出資金	300	利 益 剰 余 金	3,469,074
従業員に対する長期貸付金	1,395	その他利益剰余金	3,469,074
長期前払費用	27,323	別途積立金	3,230,000
繰延税金資産	233,349	繰越利益剰余金	239,074
差入保証金	460,909	自 己 株 式	△100,331
敷金	1,508,872	評価・換算差額等	12,161
その他	2,100	その他有価証券評価差額金	12,161
貸倒引当金	△2	純 資 産 合 計	4,737,254
資 産 合 計	7,062,741	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,062,741

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年 5月 1日)
(至 平成29年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,787,009
売 上 原 価		2,874,937
売 上 総 利 益		7,912,071
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,379,067
営 業 利 益		533,003
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	127	
受 取 配 当 金	579	
受 取 家 賃	27,087	
協 賛 金 収 入	5,423	
そ の 他	4,331	37,550
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,245	
社 債 利 息	1,309	
不 動 産 賃 貸 原 価	3,934	
そ の 他	5,848	17,337
経 常 利 益		553,215
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	20,502	
減 損 損 失	212,482	232,985
税 引 前 当 期 純 利 益		320,230
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	184,988	
法 人 税 等 調 整 額	△51,995	132,992
当 期 純 利 益		187,237

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（自 平成28年 5月 1日）
（至 平成29年 4月 30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	673,341	683,009	683,009	2,980,000	367,050	3,347,050	△19,272	4,684,128
当 期 変 動 額								
別途積立金の積立	-	-	-	250,000	△250,000	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△30,569	△30,569	-	△30,569
剰余金の配当 (中間配当)	-	-	-	-	△34,645	△34,645	-	△34,645
当期純利益	-	-	-	-	187,237	187,237	-	187,237
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△81,059	△81,059
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	250,000	△127,977	122,023	△81,059	40,964
当 期 末 残 高	673,341	683,009	683,009	3,230,000	239,074	3,469,074	△100,331	4,725,092

（単位：千円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	10,105	10,105	4,694,234
当 期 変 動 額			
別途積立金の積立	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△30,569
剰余金の配当 (中間配当)	-	-	△34,645
当期純利益	-	-	187,237
自己株式の取得	-	-	△81,059
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,056	2,056	2,056
当期変動額合計	2,056	2,056	43,020
当 期 末 残 高	12,161	12,161	4,737,254

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6月26日

東和フードサービス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甘 樂 眞 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 木 康 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和フードサービス株式会社の平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査の結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門（監査室）その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項、及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月26日

東和フードサービス株式会社 監査役会

常勤監査役 土 居 清 和 ㊟
 監査役 堀 口 忠 史 ㊟
 監査役 鈴 木 好 彦 ㊟

(注) 常勤監査役土居清和、監査役鈴木好彦は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

現任取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	岸野 禎 則 (昭和20年7月26日生)	昭和49年5月 東和産業株式会社設立 取締役 昭和57年11月 同社代表取締役社長 平成10年7月 当社代表取締役社長 平成14年7月 当社代表取締役会長兼社長 平成15年4月 東和産業株式会社取締役 (現任) 平成22年5月 当社代表取締役社長 平成29年5月 当社代表取締役会長兼社長 (現任)	1,580,000株
2	菅野 政 彦 (昭和33年1月6日生)	平成14年7月 当社取締役総務・人事グループ担当 平成16年7月 当社取締役執行役員 営業本部副本部長 平成18年4月 当社取締役常務執行役員 営業本部副本部長 平成20年6月 当社営業本部長 安全安心推進室担当 (現任) 平成21年11月 当社取締役専務執行役員 (現任) 平成29年5月 当社成果推進本部長 (現任)	8,000株
3	小川 一 夫 (昭和25年9月18日生)	昭和49年4月 昭和監査法人 (現 新日本有限責任 監査法人) 入所 平成7年5月 同 法人シニア・パートナー (代 表社員) 就任 平成22年6月 同 法人退所 平成22年7月 小川会計事務所代表 (現任) 平成23年3月 オエノンホールディングス株式会社 監査役就任 (現任) 平成23年4月 株式会社松岡監査役 (現任) 平成24年7月 当社取締役 (現任)	2,000株
4	岸野 誠 人 (昭和52年10月13日生)	平成18年5月 東和産業株式会社取締役 平成18年5月 誠香インベストメント株式会社代表 取締役社長 (現任) 平成18年7月 東和アミューズメント株式会社 取 締役 平成21年6月 東和アミューズメント株式会社代表 取締役社長 (現任) 平成22年7月 東和産業株式会社代表取締役社長 (現任) 平成28年7月 当社取締役 (現任)	400株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 小川一夫氏は社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者とした理由
 小川一夫氏につきましては、公認会計士として長年培ってきた豊富な知見や経験を当社の経営に反映していただくためであります。
 4. 当社の社外取締役に就任してからの在任期間
 小川一夫氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
 5. 岸野誠人は岸野禎則の長男です。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役土居清和氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
どい きよ かず 土居清和 (昭和22年8月11日生)	昭和45年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行 平成4年7月 同行 検査部 副検査役 平成14年1月 株式会社大門製作所入社 平成17年7月 東和産業株式会社入社 平成17年9月 同社監査室長 平成24年9月 同社監査役 平成25年7月 当社監査役(現任)	1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 土居清和氏は社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者とした理由
 土居清和氏につきましては、長年培ってきた監査に関する専門的な知識や経験を活かし、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただくためであります。
 4. 当社の監査役に就任してからの在任期間
 土居清和氏の監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

第3号議案 会計監査人選任の件

本総会終結の時をもって、会計監査人新日本有限責任監査法人は任期満了により退任されますので、監査役会の決議に基づき、東光監査法人を会計監査人を選任することにつきご承認をお願いするものであります。

監査役会が東光監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性・専門性、監査計画の適切性、監査の品質管理体制並びに監査報酬等を総合的に勘案し、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を整えており、また当社の事業規模に適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(平成29年3月31日現在)

名称	東光監査法人		
事務所	東京都千代田区飯田橋3-7-4 彩風館6階		
沿革	設立	平成3年1月31日	
概要	出資金	12,000千円	
	人員構成	社員	公認会計士 12名
		職員	公認会計士 20名
	被監査会社数	68社 (内、金商法・会社法監査会社数 6社)	

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

経営情報の適時・的確な開示によるさらなる経営の透明性の向上を図り、株主総会開催時期の設定について柔軟な対応を可能とすることで、株主の皆様との対話の機会を広げるため、定款の一部変更についてご承認をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第11条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。 第12条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。	第3章 株主総会 第11条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年8月末日までに招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。 第12条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町 (麹町会館) 2階 「ロイヤルクリスタル」
 電話 東京 (03) 3265-5365

交通のご案内

- 地下鉄有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩3分
- 地下鉄半蔵門線・有楽町線「永田町駅」5番出口より徒歩5分
- 地下鉄南北線「永田町駅」9番出口より徒歩5分

